町内会に関する条例検討委員会

第1回会議

会 議 録

日 時:平成30年1月17日(水)午後1時30分開会

場 所:札幌市役所本庁舎 18階 第三常任委員会会議室

1. 開 会

○事務局(福澤市民自治推進課長) それでは、定刻となりましたので、ただいまから町内会に関する条例検討委員会第1回会議を開催いたします。

私は、市民文化局市民自治推進室市民自治推進課長の福澤と申します。どうぞよろしく お願いします。

2. 委嘱状の交付

○事務局(福澤市民自治推進課長) 会議の開催に先立ちまして、本会議の委員の委嘱状の交付を行います。

委嘱状につきましては、お一人ずつお渡しするべきものではございますけれども、時間 も限られておりますことから、既に皆さんの前に委嘱状を置かせていただいております。

これより、お名前をお一人ずつ呼ばせていただきますので、これをもって委嘱状の交付とさせていただきます。

以下、50音順にてご紹介させていただきます。

五十嵐秀子委員です。

- ○五十嵐委員 よろしくお願いいたします。
- ○事務局(福澤市民自治推進課長) 川北光晴委員です。
- ○川北委員 よろしくお願いいたします。
- ○事務局(福澤市民自治推進課長) 木村公子委員です。

齋藤寛子委員です。

鈴木克典委員です。

- ○鈴木委員 鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○事務局(福澤市民自治推進課長) 福士昭夫委員です。
- ○福士委員 福士です。よろしく。
- ○事務局(福澤市民自治推進課長) 町田信一委員です。
- ○町田委員 町田と申します。よろしくお願いします。
- ○事務局(福澤市民自治推進課長) なお、齋藤寛子委員につきましては、少しおくれて から到着する旨のご連絡がありました。

また、木村公子委員につきましては、本日、体調不良のため欠席となっております。 本委員会につきましては、以上の7名体制でございます。どうぞよろしくお願いします。 それでは、委嘱に当たりまして、高野市民文化局長よりご挨拶を申し上げます。

○高野市民文化局長 市民文化局長の高野でございます。

皆様におかれましては、大変ご多忙の中、町内会に関する条例検討委員会の委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。

札幌市では、平成27年度にさっぽろ地域コミュニティ検討委員会という附属機関を設置しまして、地域の活性化に資するさまざまな検討を進めてまいりまして、平成28年8

月に委員会から提言を受け、その後、市として種々の施策を進めてきたところでございま

このような中で、今後、さらに市民の参加意識を醸成していくためには、これまでの取 り組みに加えまして、地域コミュニティの中心的な役割を担い、中核となる町内会に焦点 を当て、その意義や重要性などといった理念をわかりやすく条例に定めて、市民と行政が 一体で町内会の活性化に取り組む姿勢を示すことが有効であると考えまして、昨年の第3 回の定例市議会で市長から新たな条例の制定について表明したところでございます。

ご承知のとおり、町内会は、加入率が依然として低下しておりまして、また、地域でも 高齢化と担い手不足ということが叫ばれておりますけれども、そういったことで活動その ものがだんだん停滞してきている地域も多くなってきているところでございます。そこで、 このたび、町内会の活性化に資する新たな条例の制定に向けて具体的な検討を進めていく ために、この条例検討委員会を設立しまして、皆さん方のご意見などを頂戴することにな りました。

今回、委員にご就任いただいた方々は、町内会活動や地域活動、あるいは、お仕事を通 じて豊富な知識や経験をお持ちの方ばかりでございまして、本委員会にとって大変有意義 な議論をしていただけるものと期待しているところでございます。

当委員会は、今年度中に4回の開催を予定しております。皆様におかれましては、町内 会の活性化に関する新たな条例の制定に向けて、それぞれの立場からぜひ忌憚のないご意 見をいただければ幸いでございます。

以上、簡単ではございますけれども、開会に当たって、私からの挨拶とさせていただき ます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(福澤市民自治推進課長) なお、高野局長は、所用のためここで退席させてい ただきます。

(高野市民文化局長退席)

しくお願いいたします。

- ぞよろしくお願いいたします。
- ○事務局(高橋地域支援担当係長) 皆様、よろしくお願いいたします。
- ○事務局(大矢知地域支援推進係) くお願いいたします。
- だきます。

- ○事務局(福澤市民自治推進課長) 続きまして、事務局から自己紹介を申し上げます。
- ○事務局(吉田市民自治推進室長) 市民自治推進室長の吉田でございます。どうぞよろ
- ○事務局(福澤市民自治推進課長) 私は、市民自治推進課長の福澤でございます。どう
 - 市民自治推進課地域支援担当係長の高橋と申します。
 - 市民自治推進課推進係の大矢知と申します。よろし
- ○事務局(福澤市民自治推進課長) 以上をもちまして、委嘱状の交付を終了させていた

3. 議事

- ○事務局(福澤市民自治推進課長) それでは、議事に入ります。 まず初めに、委員の皆様から自己紹介をいただきたいと存じます。 五十嵐委員から、右回りの順でお願いいたします。
- ○五十嵐委員 皆様、こんにちは。

とても光栄に思っております。また、こんな重責を担うとは思っていませんでしたが、 町内会だけは結構長くやっていますので、そういうことを報告できればと思っています。 皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

- ○川北委員 改めまして、川北光晴と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 恐らく、私は町内会の関係の経験もないですし、一番の若輩者だと思いますけれども、 その分、馬力だとか、経験がないからこそいろんな発想でできることもあるのかなと思っ ておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- ○鈴木委員 改めまして、北星学園大学の鈴木と申します。

私は、さっぽろ地域コミュニティ検討委員会のときにも携わらせていただきましたけれども、地域では区民協議会などにかかわらせていただいております。研究分野としてもまちの活性化とか地域の活性化についてやっていますので、これまでの経験を生かしながら、よい議論をしていきたいと思っておりますので、皆さん、ぜひよろしくお願いいたします。〇福士委員 石山地区連合町内会の福士です。

以前、自治基本条例、市民まちづくり活動促進条例に携わった経緯がございますが、現場としていよいよやらなければならない町内会の条例化ということで、これは、私も前から考えていた一つのテーマでございます。ぜひとも、皆さんと協力し合って、より札幌市民の町内会のあり方にプラスになるように、大いに頑張っていければと思っております。

南区は、ご存じのとおり、今まさに日本ハムファイターズで揺れております。新聞にいるいろ出ておりますけれども、見る者はやる者と違って全然わからないですから、自由にやっていただいて、皆さんでそれなりの判断をしていただければよいのかなというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○町田委員 町田と申します。

私は、北海道マンション管理組合連合会の事務局の任に当たっております。また、自分のマンションでは、理事長として今度で14年目に入りました。マンションにおいても、民泊の問題、それから、高齢化に伴って役員のなり手がいないなど、いろいろな問題を抱えてございます。翻って、町内会ということを考えますと、町内会もやはり同じような問題がございます。私も単位町内会の会長になりまして4年ぐらいたっておりますが、マンションと同じような問題を抱えているなと、そんな感じがいたします。また、町内会に入っていただくときに出てくるのが、町内会に入ってどんなメリットがあるのかと、私たちはそんな話をよく耳にいたします。今回のこの条例に最終的にどういう内容が盛り込まれ

るのかわかりませんが、町内会に携わっている人間としましては、条例に盛り込まれることによって、私たち町内会活動の錦の御旗にもなろうかなと思います。そんな感じもしておりますので、精いっぱい、元気に頑張らせていただきたい、そのような思いでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○齋藤委員 公募委員の齋藤寛子と言います。よろしくお願いします。

私は、町内会活動が6年目になります。去年の4月まで山の手連合町内会の役員をしていました。今は、単位町内会と、それから、仕事柄、八軒地区の地域の方とすごくコミュニケーションをとる機会が多くて、八軒地区の連合町内会ともかかわりがあります。

私は、子育てをする中で、子どもが地域に出ていって異年齢の方とコミュニケーションをとることが何よりの思いやりの醸成の場だと思っていて、並々ならぬ気持ちでまちづくりには取り組んでいますので、よろしくお願いいたします。

○事務局(福澤市民自治推進課長) ありがとうございました。

続きまして、委員長の選出に移りたいと存じます。

この会議は、資料2の町内会に関する条例検討委員会設置要綱がございまして、その規定に基づき、委員長を置くこととし、委員の互選により選出することとされております。

委員長の選出につきまして、ご意見がございましたらお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○事務局(福澤市民自治推進課長) 特にご意見がなければ、事務局にて案を提示させていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(福澤市民自治推進課長) それでは、事務局案としまして、鈴木委員に委員長をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり・拍手)

○事務局(福澤市民自治推進課長) ありがとうございます。 それでは、鈴木委員は、委員長席に移動をお願いいたします。

〔委員長は所定の席に着く〕

- ○事務局(福澤市民自治推進課長) それでは、議事に入ります前に、委員長からご挨拶 をお願いしたいと思います。
- 〇鈴木委員長 改めまして、皆様のご推薦をいただきまして、委員長を仰せつかりました 北星学園大学の鈴木と申します。

私もまだ若輩者ですが、いろいろとアイデアを持って臨みたいと思っております。また、委員の皆様方は、本当に非常にご経験豊富で、いろいろな実績を残してらっしゃる方ばかりですので、私が司会進行役ということで、皆様の意見を頂戴いたしながら委員会としての意見をまとめて、札幌市にいいご提案をできればいいかなと思っております。ぜひ、よろしくお願いいたします。

○事務局(福澤市民自治推進課長) 委員長、ありがとうございました。

また、要綱第2条第3項には、副委員長につきまして、委員のうちから委員長が指名するという規定がございます。

鈴木委員長から、副委員長のご指名をお願いします。

○鈴木委員長 副委員長をご指名させていただきますが、ご経験豊富な方ばかりですので、 どなたがなってもよろしいかと思いますけれども、中でも、連町の会長様も務められ、ま た、市民自治推進会議にも携わっておられた福士委員にお願いできればと思っております。 皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり・拍手)

○事務局(福澤市民自治推進課長) ありがとうございます。

福士副委員長は、副委員長席に移動をお願いします。

[副委員長は所定の席に着く]

○事務局(福澤市民自治推進課長) それでは、ここからは、委員長に議事をお願いする ことといたします。

委員長、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 それでは、僭越ながら、私のほうで司会進行を務めさせていただきます。 次第に沿って進めてまいりますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、議事(1)委員長の選出につきましては、今、終了いたしましたので、続きまして、(2)町内会に関する条例検討委員会の検討内容・想定スケジュールに移りたいと思います。

これにつきましては、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局(高橋地域支援担当係長) 事務局の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

着席して説明させていただきます。

町内会に関する条例検討委員会の検討内容と想定スケジュールについてですが、資料3 をごらんください。

まず、1番として、検討内容について、三つの方向性を定めております。一つ目は、条例が目指す方向性、二つ目は条例に盛り込むべき基本的事項、三つ目は3条例イメージ案となっておりますが、この内容に沿って検討を進めていきたいと思いますので、皆さんのご意見をいただきたいと思います。

続きまして、想定スケジュールです。先ほどの局長の挨拶にありましたけれども、スケジュールとしましては、年度内の3月末までに4回の会議を想定しております。こちらに示しておりますのは、今回を含め、1回目から4回目まで4回の想定スケジュールになります。

まず、本日につきましては、委員の皆様による意見交換となっております。先ほど出て きましたさっぽろ地域コミュニティ検討委員会ですが、こちらの内容と、また、今の町内 会を取り巻く状況についても皆さんで共有していただきながら、先ほど申しました検討内 容に沿いましていろいろなご意見を頂戴できたらと考えております。

2回目につきましては、予定としては2月上旬ごろを想定しておりますが、この回から 条例についての検討を本格的に始めていきたいと考えております。具体的には、本日お話 しいただきました意見交換の内容を事務局でまとめ、上記の検討内容に沿った形に整理し ますので、そこから討議を進めてまいりたいと考えております。

それに加えまして、市民の意見と町内会の意見ということで、一つ目の市民意見は、後ほどまたご説明しますが、1月27日に市民のワークショップがございますので、そちらで出ました意見を受けて、また意見交換とか分析をしてまいりたいと思います。もう一つは、実は、ただいま町内会長へのアンケート調査を行っておりますので、そちらのアンケートを受けての意見交換とか分析を行いたいと思います。それを受けて、今回の検討内容に対して、条例の本文に入れるものについて、あるいは、全体の方向性について整理したり深めていったりということを考えております。

3回目につきましては、3月上旬ごろを予定しておりますが、これまでの取りまとめを 経た上で、報告書の案をご提示させていただき、内容を確認しながら、報告書のまとめと 条例イメージ案の確認、討議を進めることを想定しております。

この確認をいたしまして、4回目は、3月下旬に報告書案の確認となります。3回目までに皆さんで議論していただいた内容をもとに、4回目で最終版の確認をとれたらいいなと考えておりますけれども、議論の状況によりましては、会議の回数とか時期につきまして、4月以降もまた会議をやったりすることもあり得ますので、そのあたりはご承知おきいただきながら一緒に議論を深めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上が資料3の検討内容と想定スケジュールになります。

○鈴木委員長 ご説明ありがとうございました。

ただいま、資料3にて本委員会の想定スケジュールについてご説明いただきました。この想定スケジュールによりますと、今年度中の3月末までに4回の会議を開くことになります。最終的には、その4回の会議を通じ、報告書をまとめて札幌市に提案することになると思いますけれども、このスケジュールに関してはこれでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

〇鈴木委員長 場合によっては、年度をまたいで検討することもあり得るということでしたが、今回は、この4回の中でスケジュール感を持って進めてまいりますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、引き続き、事務局から資料についてご説明をよろしくお願いいたします。 ○事務局(高橋地域支援担当係長) それでは、引き続きご説明させていただきますが、 済みませんが、先ほどの説明でちょっとこぼれていたものがありました。 3 月末までに報 告書をまとめていただいて、その後ですが、市では、まとめていただいた報告書をもとに 条例案を検討しまして、案の形が整ってまいりましたら、庁内の調整、あるいは議会への お諮りを済ませ、夏ぐらいにパブリックコメントを行いたいなと考えておりまして、そこ での市民意見を反映した後に議会へ提出することを考えております。議案の提出につきま しては、来年度中に行えたらなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に戻りまして、資料4と5についてご説明を差し上げます。

資料4ですが、横版のカラーの資料になりまして、こちらは札幌市の町内会を取り巻く 状況です。皆さんはそれぞれ活動されておりますので、今さらという部分がちょっとある かもしれませんけれども、今の状況について、こちらにまとめているもので簡単にご説明 させていただきます。

まず、1番の札幌市の人口の現状ですが、7年前にとった推計では2015年をピークに人口は減少していくことが見込まれておりましたけれども、現実は今もまだ伸び続けております。ただ、ピークがどこになるかということは別にして、将来的には総人口は減少に転じていくというふうに考えられます。一方で、老年人口の割合はふえ続けておりまして、2035年には3人に1人が高齢者となり、また、高齢の単身世帯が増加していくと見込まれておりまして、今現在でもそういったところが多くなっているやに聞いておりますが、そういった課題を抱えております。

次に、2番ですが、人口減少、高齢化に伴い、こうした状況において想定される課題を下の左のほうにまとめてあります。課題はさまざまありまして、その解決に向けてどうしたらいいかといいますと、さまざまな団体等との連携とか、専門的な知識、スキルの活用が不可欠になっていると考えておりまして、そういったスキルを使ったり連携しながら課題を解決しなければいけないのですが、それでは、そのさまざまな団体とはどういったものなのかということをまとめたものが次のページになっております。

地域を回していくために、町内会を含めていろいろなコミュニティというものがありますが、こちらに札幌市の町内会を取り巻く状況をこちらに挙げております。改めて説明いたしますと、地縁、血縁、文化的背景、価値観などに基づくさまざまな共同体がありますが、地域コミュニティといいますのは、その中でも地縁的な要素の大きいものを指します。どんなものがあるかといいますと、資料(2)の左側の水色の部分を見ていただきたいのですが、NPOから町内会まで、さまざまな団体が私たちの周りに存在しております。そして、それぞれの団体がどんなことにかかわっているかということを示したものが、左側の表になります。見ていただけるとわかりますが、それぞれの団体は役割によってかかわってくる分野が異なっております。しかし、町内会だけは、福祉から環境美化まで、全てのジャンルにかかわっているのが町内会であることがわかります。

右側の(3)には、こうした団体の特徴の比較についてまとめてあります。細かく説明いたしませんが、団体を大きく分けて比較するために、町内会、マンション管理組合、PTA、NPOと分けております。この中を見ていただいても、町内会は、その範囲や構成がほかの三つの団体に比べて広くなっております。また、活動につきましても、生活環境の向上のための活動、安全で安心な暮らしを守るための活動、市や他団体が行う事業への協力といったように、かなり広い範囲をカバーしていることがわかるかと思います。

これらのことから、町内会は、それらをひっくるめた性質を持つ特性がありまして、地域コミュニティの中核的な役割を担っている組織であると言えると思います。 (4) にまとめてありますが、町内会の特性として、いろいろな面をカバーしていたり、皆さんの暮らしに包括的にかかわっていく団体として中核的な役割を担っているというふうに捉えております。

では、次のページに行きまして、このように地域コミュニティの中核を担っている町内 会ですが、どんなことをしているか、また、現状と課題についてご説明いたします。

ここも、通常ですと皆さんはいろいろ経験されている部分だと思いますので、簡単にご説明いたしますが、町内会による活動としましては、住民同士の交流、防犯、防災、ごみの管理、除雪に関することなど、全てにわたって幅広い活動が行われております。右側には、こんな活動をしているという活動状況をまとめております。町内会の規模や成り立ちによって取り組み内容が異なっておりまして、さまざまな取り組みをされている中で、独自の活動をされているところもあるのだなというところを見ていただければと思います。

(2) は、町内会加入率ついてまとめたものになります。現在、札幌市の町内会は、平成29年1月現在で、連合町内会が90、単位町内会が2,201ございます。町内会加入率は、市全体で71.12%となっております。加入世帯自体は毎年ふえておりますが、それに伴ってといいますか、札幌市に入ってくる人数が多くなっている関係で、加入率としては近年は横ばいで推移しております。ただ、今までずっと低下をしておりまして、皆さんのいろいろな活動によりまして、近年になって横ばいになってきている状況でございます。

それから、年齢層別に見ますと、町内会の加入率はやはり年代が高まってくるほど高くなっておりまして、若い世代の加入促進が求められているという状況が②です。

また、若い世代で町内会に未加入の場合が多くなっている要因をまとめたものが③になります。アンケートをとりますと、未加入の大きな理由としては、加入するきっかけがないというものが69. 1%で一番多くなっております。一方、加入する必要性を感じないというのは1割程度におさまっている状況でございます。

それでは、加入していない人たちに対して、どんなことがあれば加入しますかとお聞きしますと、ちょっと分散はしておりますが、一番多いのは活動内容や会費の使い道がわかればというのが最も多くなっております。次に、役員や近所の人、大家さんなどに直接加入を勧めてもらえれば加入しますといった方も18.2%いる状況です。また、同率で、入りやすい雰囲気があればというものが続いておりますので、やはり、声かけとかいろいろな働きかけが重要になってくるのかなというふうに考えております。

それでは、このような状況におきまして、町内会の運営に関する課題というのは実際に どういうものがあるのかということについて、次のページで説明いたします。

町内会に対してアンケートをとった結果ですが、運営に対する課題として圧倒的に多いのは、役員のなり手が不足している、役員が高齢化している、特定の人しか参加していな

いとなっております。それ以外にもいろいろな課題がありますが、やはり担い手が少ない ことに起因しているものが多いように読み取れます。

その下には、実際に運営していったり、町内会活動への参加、加入を勧める上で困ることをまとめております。先ほど町田委員のお話にも出てきたマンションの問題もここに絡んでくるかと思いますが、賃貸集合住宅入居者への呼びかけとか、管理会社や管理組合などとの接触に苦慮しているような状況が読み取れます。そのほか、やはり若い世代というところも関係があるとは思うのですが、単身者への呼びかけというところが加入を勧める上で困ることのランキングで高くなっております。

続きまして、市に対して、町内会活動の充実のために必要な支援としてどんなことを求めますかと聞いたものが③になります。まず、どんなことをしてほしいかという質問に対して一番多かったのは、転入者への町内会活動周知・啓発が43.8%、地域住民への町内会活動の周知・啓発ということが多くなっております。今回、私たちが考えようとしている条例に関する部分としまして、加入や活動参加促進に関する条例等法的整備という項目も、14.5%が必要な支援であると回答されています。

なお、こちらの回答につきましては、複数回答で三つまで回答できる形でしたので、必要なものを全部拾っていいということであれば、この数値はもうちょっとふえていくのかなというふうには思っております。

さらに、このアンケートの中で札幌市に取り組んでもらいたいことに関して記述していただいた内容では、広報・情報発信、役員に次いで、加入促進に関する記述が多かったので、簡単にまとめております。この中では、必要であれば法によって町内会の加入を定めるのがいいでしょう、あるいは、加入を義務とする方向で検討されてはどうでしょうといったような意見が挙がっておりますので、こういったことも検討の材料になってくるのかなというふうに考えております。

以上が、町内会を取り巻く状況の簡単な説明になります。

続きまして、資料5に移りまして、さっぽろ地域コミュニティ検討委員会について報告 いたします。

コミュニティ検討委員会については、検討委員会に携わっていただいている委員もいらっしゃいますし、いろいろご説明を差し上げている部分もありますが、市長の公約に基づき、地域コミュニティの活性化に関して検討するために設置されたものとなっております。市長の公約の中には、公約時の名称では町内会加入促進条例の制定ということも含まれておりまして、このコミュニティ検討委員会ではそのことについても検討しております。今回はその議論の流れを酌んでおりますので、そういった意味でこの中身についても簡単にご説明を差し上げたいと思っております。

前回は6回の会議を行いまして、報告書を提出していただいたという流れになっております。

地域コミュニティに対する市民意識をまとめたものが(2)になっております。この中

を見ていただきますと、地域コミュニティは重要だと思うかという問いに対して、重要だと思うもほぼ6割ありまして、どちらかというと重要だと思う、を合わせますとほぼ95%という高い重要性の認識を示しております。住民相互のつながりが希薄になっていると思いますかという問いにつきましても、希薄になっていると思う、どちらかというと希薄になっていると思う、を合わせますと90%となっておりまして、地域コミュニティの重要性は感じながらも、今、そのつながりが希薄になっているのではないかというような内容が読み取れるものとなっております。

地域コミュニティは重要だと思うかという問いに関連して、実際に身の回りや近所で何か問題が起こったときの行動について問いかけたところ、問題が起こったときにどこを頼ろうかというのはやはり町内会、自治会が一番多く、33.2%の方が必要だというふうに答えております。同じように、地域コミュニティを担う団体として重要なものは何ですかという問いに対しましては、町内会、自治会が76.1%と一番大きな割合になっておりまして、やはり、地域コミュニティを担う団体として町内会、自治会が重要であるということは、アンケートからも読み取れます。

こうした認識を持ちまして地域コミュニティ検討委員会としていろいろ検討していただいたのですが、その検討の提案が次のページに簡単にまとめております。

皆様には資料をお送りしましたので、もしかしたら目を通していただいているかもしれませんが、きょうは報告書もお席にご用意してありますので、そちらもご参照いただきたいと思います。

検討委員会では、地域コミュニティを活性化するために必要なこととして、担い手・人材、活動の場が重要であると位置づけ、担い手・人材を育てていくための方策とか活動の場の確保などについて話し合われました。その結果、こういったものが大切であるというものにつきまして、左側の①担い手・人材、②活動の場のところの四角く囲んである中にそれぞれまとめております。

まず、①担い手・人材につきましては、参加促進、きっかけづくりが重要であろうということで、それに対して、意識づけ、関心を高める取り組み、活動の見える化、情報発信といったことが挙げられております。また、次に重要なものとして、連携が挙げられておりまして、連携と言うとどういうものがあるのかというと、各主体が連携するためのコーディネート役です。先ほど出ていたようにいろいろな地域団体がありますが、それらが連携をしていくに当たってはつないでいく役割が必要なのではないか、それぞれのマッチングを促進していくことが必要なのではないかといったことが挙げられております。さらに、このようにして参加促進、きっかけづくり、連携を進めた後に、今度はノウハウを蓄積していくことが必要なのではないかということで、事例の共有とか、人材の育成、派遣が重要であるとまとめられております。

もう1点は、実際に地域で活性化していくためには、その地域の人が集まれる場や交流できる場が大切であるということで、活動の場が重要なキーワードとして挙げられており

ます。実際にどういったものを活動の場とすればいいのかということでは、例えば、公共 施設等の活用や既存施設の地域活用の促進が挙げられております。

以上、さっぽろ地域コミュニティ検討委員会の提案の中で重要なキーワードとして挙げられているものになります。

また、このコミュニティ検討委員会の中では、先ほども申しましたように、町内会加入 促進条例についてもあわせて検討しておりますので、資料5の右側をごらんいただきたい と思います。

こちらについては、後ほど資料 6 以降でもご説明したいと思いますので、簡単に説明いたします。

地域コミュニティの活性化と条例の必要性につきましては、検討委員会の中で検討した結果、まず、市民の参加意識の醸成が必要なのではないかということが挙げられております。また、札幌市では、まちづくりに関する条例が制定されておりまして、自治基本条例と市民まちづくり活動促進条例という二つの条例がございますが、この二つの条例の意義をさらに市民に浸透させることも必要なのではないかと述べられております。それから、実際に条例をつくっていく場合に、例えば、市長がみずから地域を支援するという思いを政策方針や宣言などで市民にわかりやすく伝えることも重要なのではないかといったこと、あるいは、条例をつくる場合はまず地域の声に耳を傾けることが大切なのではないかということも提言されております。最後に、条例の検討の中では、行政は、町内会を初めとした地域団体の活動を応援して、そのための具体的な施策をさらに充実させることが必要ではないか、その先に条例の検討があるのではないかというような形でまとめていただいたところでございます。

こちらについては、また後で説明させていただきたいと考えております。

駆け足になりましたが、以上で資料4と5の説明となります。

○鈴木委員長 どうもありがとうございました。

札幌市の町内会を取り巻く状況、また、本委員会に先立って行われたさっぽろ地域コミュニティ検討委員会の報告書についてご説明いただきました。

ただいまの資料4と5につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

- ○福士副委員長 先ほど、資料4で札幌市の町内会の概要について説明がありまして、現在、連合町内会が90、単位町内会が2,201ということでした。この中で、いわゆる地縁団体ということで法人格を持っている大体の数はわかりますか。わからなければ次回でいいですので、調べていただきたいと思います。
- ○事務局(福澤市民自治推進課長) はい。
- ○福士副委員長 というのは、昨今、さまざまな事業を起こすという行動の中から、法人 化ということがございます。これは前から出ていた話ですが、今回、この会議の中でも、 皆さんたちがその辺のことを理解していくことが一番いいのかなと考えますので、次回で もいいですから、どの程度が加入していてで、できれば、参考までにいわゆる法人格を持

ったときのメリットもわかればというふうに思います。

もう1点は、資料4です。

町田委員にちょっとお聞きしたいのですが、いわゆる賃貸マンション入居者に対して、 契約時に加入することを義務づけるように条例化するといったことは、果たして容易に行 くものなのかどうか。マンション業界でまとまれば通る話かもしれませんけれども、その 辺をちょっと説明していただきたいと思います。

○町田委員 マンションは、賃貸と分譲がございますね。そうしますと、形態がちょっと違いまして、賃貸マンションというのは、そこのマンションを管理するのはオーナーで、オーナーは管理会社に委託するということになります。分譲マンションの場合は、分譲マンションを持っている、分譲マンションに住んでいる区分所有者の中から代表を選んで役員を選出し、その役員でもって管理組合を構成しているのです。ですから、分譲マンションに住んでおられる方は、自分のマンションだという意識が非常に高いです。しかし、賃貸マンションに住んでおられる方は、仮の宿でございますので、町内会の加入ということではそこにいる住民の意識を動かすのは非常に難しくて苦慮しているところです。

こういうときには、その賃貸マンションのオーナーに働きかけますよね。ただ、オーナーにしてみましたら、実際に住んでいる人がどうなのだという話になってしまいます。そこでキャッチボールが行われて、実際に住んでいる人に話をしろとなるのですが、住んでいる人にしてみたら、今度は、逆に管理会社、オーナーにという話になりますから、そういう意味で分譲マンションとはちょっと違う対応が必要になってくるかなと考えています。〇福士副委員長 加入率というのは、いわゆる賃貸マンション入居者によって非常にブレーキがかかっているのです。我々の地域のほとんどはもう加入しているのですが、最後はやっぱり賃貸住宅の入居者なのです。ただ、例えば、ごみの問題とか防災とか、さまざまな部分に関して言うことはちゃんと言うけれども、義務という部分にはちょっとつながりづらいのですね。この辺は、今回の条例の中にどういうふうに盛り込んでいくか。やっぱり条例というのは一つの法律ですから、基本的に、決まったということであればオーナーを含めて義務化ということに持っていかないといけないのかなと。いつまでも抽象的な形で呼びかけても、なかなか先にはつながりづらいなという懸念があったものですから、これは、ぜひテーマの中で検討すべきことだと思います。

以上です。

○鈴木委員長 福士副委員長がおっしゃるように、アパート等も含めて、マンションに関しては、町内会との関係で確かに今回の重要なキーワードになってくると思います。また、盛り込む、盛り込まないを含めて、条例にどのように関連させ、位置づけていくかというのは一つの大きなテーマになるかと思いますので、今後、この委員会の中で検討していきたいなと思います。

また、一つ目にございました法人格に関して、何かコメントをお願いいたします。

○事務局(高橋地域支援担当係長) 法人化されている町内会数とメリットにつきまして

は、次回の際にお示ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 ただいまのお話のように、何かこういった情報が欲しいとか提供していただきたいというものがございましたら、質問等とあわせてお出しいただければと思います。 そのほか、何かご質問等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

〇鈴木委員長 それでは、後ほどでも結構ですので、また何か気づきがございましたらおっしゃっていただければと思います。

ほぼ1時間程度経過しましたので、ここで10分ほど休憩をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○鈴木委員長 それでは、14時30分ぐらいにまたお集まりいただければと思います。 それでは、休憩とさせていただきます。

[休 憩]

○鈴木委員長 それでは、お時間になりましたので、再開させていただきます。

前半に資料5までをご説明いただきましたが、続きまして、資料6、7、8とございますので、引き続き資料の説明をお願いいたします。

○事務局(高橋地域支援担当係長) それでは、資料説明の続きをさせていただきます。 次が資料6となりまして、先ほど簡単に説明いたしましたさっぽろ地域コミュニティ検 討委員会の後の市の検討についてご説明いたします。

先ほど、資料5に町内会加入促進条例の検討についてというものがありましたが、それをさらにまとめたものが資料6になりますので、左側をごらんください。

これは、さっぽろ地域コミュニティ検討委員会の提言として、先ほど出てきたものをまとめたものになります。

地域コミュニティへの関心を高め、参加意識を醸成していくためには、具体的な施策の充実や、既存条例の意義をさらに浸透させることが必要。また市長による宣言などで思いを伝えることも重要ではないか。そして、新たな条例を制定する場合には地域の声に耳を傾けることが大切だという提言になっております。これを総合しますと、参加意識を醸成した先に条例制定があるというのがさっぽろ地域コミュニティ検討委員会の提言として上がってきました。

市としましては、その提言を受けていろいろな事業を行ってきましたが、提言のイメージを左の下にまとめておりますので、ごらんください。

まず、既存条例の意義の浸透や具体的な施策の充実として、それをもって参加意識の醸成が図られ、地域コミュニティの活性化が図られていくというような流れを想定して提言をしていただいております。参加意識の醸成の先に、機運が盛り上がってきたら新条例を

制定するのがよいのではないかというのが前回の提言でした。札幌市では、それを受けて施策の継続や充実、既存条例の周知等の取り組みを行ってまいりました。特に、地域コミュニティの中心である町内会に対して支援を行っているところです。資料をお配りしておりますが、札幌市の町内会支援というものに簡単にまとめておりますので、お時間のあるときにごらんください。

その結果、一部の区では、町内会加入率の上昇が見られたり、また、川北委員のところの東雁来のように新たな町内会をつくったりという動きが出てきたところもありますけれども、それだけではまだ十分とは言えず、さらに効果的な手法が必要なのではないかというところが議論されてまいりました。また、取り組みで見えたいろいろな問題点や懸案事項も出てきておりますので、庁内でいろいろ検討をしてまいりました。

それをまとめたものが右側の上のほうになります。その中では、先ほども出てきたように、地域コミュニティの中核を担うのは町内会ですが、既存条例だけでは町内会の意義や重要性が伝わりにくいのではないか、効果的な取り組みを行うには、施策の充実だけではなく、根幹となる理念を持ってやっていくことも重要なのではないかというような意見、そして、町内会の基本理念を幹とし、具体的な施策を枝葉とすることによって、一体的な参加意識の醸成が可能になるのではないかという意見が出てまいりました。

それを受けて、効果的な新たな条例のあり方を考えるべきではないかということから、 最終的な市としての方向性が定まり、議会で答弁を行った内容がこちらのものになります。 改めて有効的な条例のあり方について検討し、そして、これまでの取り組みに加えて、「町 内会の意義や重要性などの理念をわかりやすく条例に定め、市民と行政が一体で取り組む 姿勢を示すことも有効であると考える」となっておりまして、町内会の活性化に資する新 たな条例の制定に向けて具体的な検討を進めていくという方向性のもと、今回の委員会が つくられたという経緯でございます。

この提言を受けての取り組みを図にまとめたものが、右側の下になります。

まず、新条例を置きまして、その条例の理念のもとに、既存条例の意義の浸透や具体的な施策の充実に影響を与えていきつつ、新しい条例の浸透も図りながら、参加意識の醸成を図っていきたいと考え、それをもって地域コミュニティの活性化を進めるというような流れを想定して進めているところでございます。

以上が資料6の説明になります。

このようにして条例について検討を開始するという形をとっておりますが、それでは、 条例を検討するに当たって、札幌市以外の政令市ではどのような条例をつくっているのだ ろうか、ということをまとめたものが資料7になります。

町内会または地域コミュニティの活性化、振興については、これまでさいたま市、横浜市、川崎市、京都市の四つの政令市で条例を制定しております。人口、加入率、地域の特性によって対象とする内容や考えていることが違ってきてはおりますが、このような形で地域コミュニティの活性化に資する条例ができている状況でございます。

翻って、札幌市では、先ほどもちょっと出てきましたが、地域コミュニティに関する既存条例として自治基本条例と市民まちづくり活動促進条例があります。下の図を見ていただきたいのですが、それぞれの条例をつくることによってどんな部分を活性化させたいかということを図示したものになります。

札幌市の自治基本条例は市民自治によるまちづくりの実現を目的としておりまして、その中でも、市民まちづくり活動促進条例は市民活動の活性化を目的として制定されたものになります。丸が2色になっておりますが、その中でも、今回さらに札幌市が新たな条例で検討しているのは、一番下にある町内会の活性化を対象としているものになります。

ほかの政令市を見ていただきますと、札幌市と同じように、幾つかの条例によって活性化させる範囲の対象を定めている自治体が多くなっております。これは、町内会の位置づけをどのようにしているかということで異なっておりますが、それがそれぞれの主な特徴になっております。特に町内会に着目して進めているところはさいたま市とか川崎市ですが、2番の町内会等の位置づけを地域において極めて重要な役割を担う団体と規定し、町内会の活性化に向けた取り組みを行っているというふうに見てとることができるかと思います。同じように、町内会の責務として加入促進の取り組みを取り上げているのは、さいたま市と川崎市になります。横浜市と京都市については、もうちょっと大きな枠組みでの活性化を進めているということが見えてくるかと思います。このような形でいろいろな条例がございまして、それぞれ対象が異なった形で定めておりますので、今後お話ししていく中でご参考にしていただけたらいいのかなと思います。

ただ、この中の特徴的なこととして、加入促進をうたっていますが、町内会の加入を義務づけているという条例はいずれの市でもありません。町内会加入、脱退については任意であるということが最高裁の判例となっております。

資料7についても、参考として見ていただければと思います。

最後に、資料8ですが、条例とは何だろうという部分が簡単に載っておりますので、こ ちらは補足的な資料として見ていただければいいのかなと思っております。

条例とは、難しく言うと、地方公共団体が憲法によって付与された自治立法権に基づいて制定される法形式です。要は、法律の下に立つもので、自治体が定められる法律というふうに考えていただければいいのかなと思います。

今回、目指しているものにつきましては、理念条例ですので実は制定の義務はないのですが、自治体の姿勢を明確にするために制定するものと位置づけられております。先ほども申しましたが、今回の条例につきましても、他の政令都市の類似条例と同様に、罰則がなくて、市の基本理念や基本方針を打ち出すために定めるものと想定しておりますので、その点もご議論の中でお話し合いをさせていただければいいのかなと考えております。

また、条例の制定について、あるいは罰則についてという細かいところも参考資料としてお配りしておきますので、特にここでの説明は割愛させていただきます。

以上が資料6から8の簡単な説明となります。

○鈴木委員長 ご説明ありがとうございました。

ただいま、資料6から8にわたり、さっぽろ地域コミュニティ検討委員会と市の検討につきまして、経緯も含めて、わかりやすい図でご説明いただきました。また、資料7では、参考となり得る他の政令指定都市の町内会の条例に関してわかりやすい表を用いて、さらに、資料8はで条例についてまとめていただいたものでご説明いただいたかと思います。

ただいまの資料 6 から 8 の説明に関して、何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。

- ○町田委員 資料7ですが、それぞれの条例の具体的な本文はどこかに記載されてございますか。
- ○事務局(高橋地域支援担当係長) 条例の本文がございます。今、準備して持ってまいりますので、議論いただいている最中にお配りしたいと思います。
- 〇鈴木委員長 それでは、ご準備いただけるとのことですので、そのほかに何かございますか。

ご質問等でも結構ですし、少しわかりにくい部分でも結構ですので、よろしくお願いいたします。

○福士副委員長 資料6の件ですが、コミュニティ委員会で提案された内容の中に、既存 条例等の意義をさらに浸透させることが必要とあって、確かにそのとおりなのですね。こ れは議事(4)の新条例が目指す方向性についてとちょっと関係がありますが、やっぱり 大きなタイトルが頭にあるということは非常に理解しづらい部分があるのです。関係者は、 自治基本条例にしても何にしてもわかるのですよ。ところが、一般の市民の方々は、やっ ぱり何か機会がないとそういうことになかなか踏み込めません。そうであれば、一つの分 類で言うのであれば、町内会に関することを含めた総合的な自治というものについて、例 えば、中枢の部分は自治基本条例とか活動促進条例だ、そして、現場というものがこの町 内会条例だというふうに区分けしてあげたほうが、市民の方々としても、困ったときには 自治基本条例を勉強しなければならぬというようなことになるのだと思います。その辺は、 痛み分けではないですが、そうした分け方をしてあげたほうが我々が今求めようとする条 例制定に非常にうまくつながるような感じがするのですけれども、事務局はどうですか。 ○事務局(福澤市民自治推進課長) 今の福士副委員長のお話にありましたように、私た ちとしましても、一番ベースにあるのが自治基本条例の考え方で、その中で市民活動の部 分の条例が既にあって、さらに、そこをベースにして町内会の活性化と。ただ、町内会の 活性化とはなっていますが、それだけではなくて、町内会が活性化することで地域コミュ ニティが活性化するという関係性で条例が成立すればいいなと思っています。ですから、 当然、ベースにあるのは自治基本条例、まちづくり活動促進条例だと思っています。

○鈴木委員長 福士副委員長、ありがとうございました。

資料7の表の一番下の図示化したものがわかりやすいかと思いますが、今回の委員会の 設置もそうだと思いますけれども、私も、根幹といいますか、やはり中心部分にある町内 会をどうするのかとはっきりうたって位置づけることが大事だと思っております。私は、 今回の条例は行政の応援宣言と思っておりますが、やはり、きちっと位置づけるというこ とがキーポイントになってくるかと思いますので、ぜひ、その辺の方向性も検討しながら 進めていきたいなと思います。

また、条例案自体の決定に関しては私どもの委員会の範疇ではございませんので、どうなるかわかりませんが、やはり、条例の名称も非常に重要になってくるのかなというふうに思っています。そういう意味では、我々の検討内容の趣旨を報告書できちっと打ち出して、条例の名称を検討するときにそれを少し参考にしていただければいいのではないかなというふうに個人的には思っていますので、その辺も少し念頭に置きつつご議論いただきたいなと思っています。

重要なご指摘をありがとうございました。

そのほか、何かございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

〇鈴木委員長 こちらに関しても、また後ほど出していただいても構いませんので、議論の中で何かお気づきの点があればご質問、ご意見等をいただきたいと思います。

それでは、本日ご用意された資料につきましては一通りご説明いただきました。これからは、委員の皆様のいろいろなご経験とか、見聞きしたことも含めて、それに基づいた議論に入らせていただきたいと思います。

次第には、質疑・意見交換として、新条例が目指す方向性について、また、新条例に入れるべき内容についてとございますが、その前に、やはり、今回の条例制定に向けてそのベースとして参考になるように、皆様のいろいろな町内会活動や地域活動の事例やご経験をお話しいただければなと思います。また、町内会活動をする上でのさまざまな課題が挙げられておりますが、例えば、皆様のご体験の中でのいろいろな困難とかバリアとか、地域活動、町内会活動の後押しになるようなこと、それから、町内会にとって必要なこと、さらには目指すべき姿など、どのような視点からでも結構ですので、皆様から話題提供をしていただきたいと思います。

それでは、町田委員に口火を切っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいた します。

○町田委員 単発で思いつきのお話をして、大変申しわけないと思いますが、私は、町内会の活動というのは、周りの人たちから見えないのではないかなというふうに思うのです。 一番顕著な例が、小学校の周りの信号のところで、児童に対して一生懸命に交通整理をしておられる方がいます。あれも、やはり、町内の若いご夫婦のかわいいお子さんのために、ボランティアで手を挙げた町内会の人たちがやっているお仕事なのです。ただ、そういう若いご夫婦は、町内会とは一体何をやっているのかという認識でいることもあるわけですね。けれども、町内の若いご夫婦にしても、自分の目に入れても痛くないようなかわいいお子さんですから、実際に自分が交差点のところに立って、青信号だから行けとか、そこ までやりたいような気持ちもおありかなと。それだけかわいいお子さんだと思うのです。 けれども、実際にガードマンを雇ったら大変なお金がかかりますよね。そういうことを実 際に手を挙げた町内会の方たちが本当にボランティアでやっているわけで、こういうこと を皆さんに知っていただくことも必要かなというふうに思うのです。

先ほどちょっと話しましたが、町内会活動とは一体何をやっているの、町内会に入って何のメリットがあるのとよく聞かれます。私も、最初は、札幌市の傘下の町内会ですから、町内会の活動というのはやはり行政で考えてもらわなければいけない、市としていろいろやっていただくことが町内会の魅力ではないかと思っていたのですよ。しかし、町内会ということを考えていきますと、やはり、その地区の町内会の活動、それから、その上の連合町内会の活動、それこそがそこの町内会の魅力だなというふうに最近は思っております。

そんなことで、自分の町内会の住民はどんなことを望んでいるか、その希望に合うようなことをできるだけ安いコストでできればいいなというふうに思っています。なかなか実現できませんけれども、思いつきで申しわけございません。

- ○鈴木委員長 重要な視点のご意見かと思います。ありがとうございました。
- ○五十嵐委員 町田委員がおっしゃったように、私も何年か町内会をやらせていただいておりますが、知らない人は、町内会はどこにあるの、誰がやっているのというのが本音ですね。黙っていますと、同じ人ばかりが役員を長くやっていることが多いので、やっぱり、皆さんが顔見知りになったり、出会いを大切にして、お声かけをしながら皆さんで町内会をやっていきましょうとか、町内会はこうですよ、敬老のお祝いも配るのも町内会でやっているのですよ、地域の運動会もやっているのですよと言っていくと、ああ、そうなのとわかっていただけることもあります。

前に、市でマチトモアクションというキャンペーンをやりましたね。あれで、町内会というのはああいう楽しいことをたくさんやっているのだねと結構わかっていただけました。だから、もう少し町内会をPRしていただけたらありがたいなと思います。今度、広報さっぽろも電子版になるとおっしゃっていましたので、そういうところでも町内会の役員や民生委員にお声かけしてもらうなり、どなたでも町内会に入って、みんなでやりましょうとPRしていただけたらありがたいなと思っております。

私たちの町内会は、前に、ポイント制度で町内会に加入しませんかということも試しに やらせていただきました。そのとき、おひとり暮らしの方が地域に結構入ったのですが、 今でもみんなと一緒に活動して、元気になってよかったと喜ばれています。ただ、町内会 の活動自体を知らない人が結構多いと思うのです。だから、今度、電子化になりましたら 文章や絵が出ると思いますので、そういうところをもう少しやっていただければありがた いかなと思っています。

○鈴木委員長 どうもありがとうございました。

ただいまのポイント制度も非常に画期的な取り組みだと思います。この場でご説明いた だくと長くなるかもしれませんので、簡単で結構ですから、こういった取り組みというこ とで、次回にでも事務局のほうでぜひご紹介いただければと思います。

○事務局(高橋地域支援担当係長) わかりました。次回、整理して準備しておきます。 ○鈴木委員長 また、公募委員の方は、応募いただいた経緯とか、いろいろな思いとか、 理由があったかと思うのですが、その辺のご紹介も含めて少しご意見をいただければと思 います。よろしくお願いいたします。

○川北委員 私どもでは、昨年4月に東雁来ひかり町内会を立ち上げました。それまで、2年ぐらいですか、最初は一人で動きまして、まちづくりセンターに一人で行き、徐々に同じ志を持っている人をふやしていって準備会を立ち上げ、準備委員長になってからはいろいろな人の協力を得ながら町内会の設立に向けて曲がりなりにも進めていきました。委員が5名から10名ぐらいでしたが、皆さんに協力していただいて、昨年の2月か3月ぐらいに、パンフレットをつくったりしながら、百何十世帯に対して、町内会をつくりますから加入してくださいということで、寒い中、実際に一世帯一世帯を歩いて回りました。そうすると、たまたま私が回ったところがそうだったのかもしれませんが、全員加入してくれました。会って話せば、当然、お手紙や電話よりは理解し合えるので、そういったことで加入していただいた人が多かったと思います。そんなことで、賃貸の人は別にして、戸建ての人は9割を超えた方に入っていただきました。今も、毎月、建築業者なり班長を通じて入りませんかとお話ししていて、ほぼ大体の方は加入していただけます。

ただ、近々に札幌市全体の加入率である70%になるような感じではなくて、どちらかというと、今は入った後の町内会の意義ということが問題なのかなと思います。始めてからまだ1年足らずですが、皆さんがおっしゃるとおり、何をやっているのかわからないということもあると思います。これは、できたばかりなので当然ですし、我々役員もふなれで経験がないですから、やっぱり行き当たりばったりのところもあったと思います。

そういった中で、子どもが多いので、子どもを中心に夏と冬に3回ぐらいイベントをやっています。ごみステーションだ何だと言ったら他人ごとという感じがすごくしますが、当事者意識というか、子どもを中心にしたイベントだったら、やればそれなりに来ます。区画整理が始まって10年以上たつと思いますが、これまでずっと町内会がなかったというのは、結局のところ、それでも生活ができていたということだと思います。私が6年前に引っ越したときは、ごみステーションも遠くの離れたところに簡易的にありました。後でわかったのですが、そこは、本来、設置してはいけない場所だったらしくて、連合町内会の人が何かで情報をキャッチして、ごみステーションのことで住民を集めたことがきっかけで私が班長をやることになり、最初にお話ししたような流れで代表をやることになりました。このように、町内会がなくても、何となく生活ができてしまっているのですね。

今は便利な時代なので、携帯電話など何でも情報が得られますし、ちょっと歩いたらコンビニとか病院とかスーパーとかもあります。しかし、実際は、ごみステーションも除雪もそうですが、そういうことは、率先して動いている人がいたり、連合町内会の方やいろいるな人が支えてくれて成り立っているのだと思ったのです。しかも、新しい家を建てて

生活している人にとっては、いわゆる終の住みかですよね。ほとんどの人がそうですが、 そこでは自分一人で生活しているのではないのだぞということをきっちりわからせたいと いうか、声を大にして伝えていきたいと思います。

そういう中で、町内会の役員なりがリーダーとして、町内会に入っていただけたことだけにとどまらず、町内会は必要だよね、いいものだということを皆さんはいろいろ議論したり、どんなことに興味があるのかということなど、教えていただきながら進めていけたらと思っています。

○鈴木委員長 ご自身のご経験に基づくすばらしいお話をありがとうございました。

ただいまの話をお聞きしていて感じたことですが、当初の準備委員会で思いを一緒にする人をふやしていったというお話をされていましたし、町内会に加入していただくように、一軒一軒ご説明して回ったということでした。そうしたご自身の動きの中で、こういう口説きのキーワードで共感を得たと感じたものがあればお教えいただきたいと思います。

また、一つの重要なキーワードになるなと思ったのは、子どもということです。先ほどの町田委員のお話にもありましたが、親世代は、自分のことはさておいても、子どものためとなると非常に一生懸命やろうとします。おやじの会もそうですが、子どものためにというのは地域で暮らしていく中で結構重要だと思っていまして、その辺も今後の重要なキーワードになっていくと思います。

もう一つ、なるほどなと思いましたのは、町内会ができる前に生活できていたということです。中身を知って、活動していただいて、入っていただくということはありますが、入る前は何をやっているのかよくわからないというようなイメージもあると思います。ただ、それでも生活ができてしまうので、今後、一歩踏み出すためにはそのきっかけづくりが重要になってくると思います。これは、条例に直接ということではないかもしれませんが、その辺の思いが盛り込められたらなと感じました。

齋藤委員、思いも含めて、ぜひお願いします。

○齋藤委員 私も、今、鈴木委員長がおっしゃったように、条例を制定することとはまた 別に、町内会活動に対する考え方の理想的なところを明確にしていくのは、一つの有効な 方法かと思います。

私がこんなにまちづくりに夢中になるのは、やはり子どもの育ちのことがあるからです。 私の子どもは、小さいときにコミュニケーションに少し問題があるかもしれないと診断されまして、もしかしたらすごく地域の人の手を借りて育てなければいけないかもしれないという思いがありました。幼稚園までは私がぴったりくっついて抱っこしていればよかったのですが、小学校に上がると、当たり前のことですけれども、一人で家から学校まで行って、家に帰ってくるようになりますので、本当にひとり立ちさせなければいけません。そのとき、私は、これからはずっとついていくわけにはいかない、本来、地域の方の見守りの目や助けなしに子育てはできないのだと改めて気づかされました。

そこで、お願いするからには、自分も何かしなければという思いで、今の山の手地区に

引っ越してきたのと同時に連合町内会の活動を始めたのです。実は、単位町内会の仕事と 思って連絡をとったら、そこが会館だったものですから、そのまま連町の役員になってし まいました。今はうまく回っていますが、当時は、何でそんなことになったんだと大騒ぎ をしました。

そういう中で、連町の役員と単町の役員を経験することで、まちはこういうふうにつくられていっているのだと非常に実感しました。そこで、私は、スピーカーとなって同世代のお母さんやお父さんにも伝えていかなければいけない、それも一つの役割だとしっかり認識して活動するようになりましたが、こうした活動も6年目になります。

それから、先ほど加入の義務化という話が出ましたが、義務だとするといろいろな問題も出てくるかと思います。しかし、考え方を変えると、先ほど川北委員もおっしゃっていましたように、子どもの見守りもそうですし、街灯が切れたときとか、ごみステーションの管理も、必ず誰かが動いてやっているわけです。そこで、私の場合で言いますと、ここのごみステーションと向こうのごみステーションは何丁目のハシモトさんというおばさんが毎朝やってくれているのよと、固有名詞を出して伝えています。やっぱり、誰かが動いているということが具体的に見えないと、感謝のしようもありません。ですから、地区の子どもたちにもそれを言いふらしてちょうだいと伝えています。

また、山の手は、東雁来とは違って40年近く町内会活動をされている方がざらにいる地域ですので、私のような者が入るというのは、どうしてその若さで町内会活動に夢中なのだ、何か商売でも始める気なのかと疑われるほど珍しいことでした。先輩方に聞きますと、奥様方が子育てをするために隣近所の見守りから始まり、その延長で町内会活動が夫にバトンタッチされて今があるという歴史も教えていただきました。しかし、今はそこがすっぽり抜けていて、大活躍されている方は70代以上、地域のことを手伝うのは40代という感じになっていて、中間が抜けているのもすごく課題の一つだなと思っているので、そこをどうやって巻き込もうかと考えています。

実は、おじいさま、おばあさま方と子どもたちというのは意外につながりがあります。 山の手地区で言うと、例えばラジオ体操は5月1日から10月30日までのロングランで 4カ所でやっています。そこには、毎朝、参加するおじいさん、おばあさんがいて、子ど もたちもいます。しかし、親世代は朝の時間は忙しくて行けない方も多いのです。そんな ことから、子どもとおじいさん、おばあさんは意外につながりがあるので、そこにその親 をどうやって巻き込むか、次の盆踊りあたりかなと思って作戦を練っていたりします。

もう一つ感じているのは、私は、山の手で町内会の仕事をしていて知り合いも多いのですが、八軒地区の会社に勤めていて、その会社で八軒地域のお客様のところにお届け物をしたり訪問したりする仕事をしているので、昼間、地域を歩いていると知り合いがいっぱいふえて、多分、住んでいる山の手よりも八軒のほうで私の名前と顔が通っているのではないかと思っています。それは、住んでいることと同時に、いつもそこにいることの重大さがすごくあるなと思いました。ですから、ピンポイントで町内会に参加して活動するこ

とも重要だと思いますが、これからはその場所にいる人の考え方やできることについても 負担にならない程度で考えていければなと思っています。

もう一つ、考え方の中で具体的な効果をうたうということもあると思います。これは、 市からのとなると問題が出てくると思いますが、例えば、子どものコミュニケーション能力をつくっていくためにはやはり多世代交流が絶対的に必要です。学校、先生、塾の先生、習い事のコーチぐらいの多世代のやりとりでは間に合いません。やはり、子どもの人間性や思いやりというのは、すごく怖そうなおじいちゃんと考えながらしゃべることだったり、お母さん以外、先生以外の人に何かを認められることで醸成されていくと思います。ですから、地域に子どもを出すことはこんなに効果的なんだということが見えるような資料も何かつくっていければと思います。それから、会館まで何歩歩いたら何キロカロリー消費するとか、そういう具体的なPR方法もあったらいいかなと思っています。

○鈴木委員長 ご自身のご経験から、さまざまな事例をお聞かせいただきました。

齋藤委員がおっしゃったように、考え方、理想を示していくことは非常に重要だと思います。ただ、本委員会は条文そのものを決める委員会ではございませんので、こういう思いを持って報告書を作成したということをぜひ載せていければいいかなと思っています。

それから、具体的な効果というお話も、まさしくそのように思っています。やはり、ご みステーションの事例でも、漠然としたものではなくて、あの方がとか具体的にお名前を 出しながら示していくことが見える化という意味でいいのかなと思っています。

見える化で思い出しましたが、市営地下鉄の階段も、何段上ったら何キロカロリーとい うのがありますね。私も階段を使うようにしていますが、あれによって使う方が結構ふえ ているような気がしていますので、そういった見える化というのは重要だと思います。

また、義務ではなくて、考え方を示してということです。非常に難しいとは思いますが、 入ってくださいではなくて、自分から入らせてもらいたいと思えるようなことにつながる 条例になればいいなと思っています。

それから、お子さんの話も出ていましたが、お子さんは地域で育てるのが非常に重要だと思います。今は時代が違うのかもしれませんが、地域のおばあちゃん、おじいちゃんが声かけをしたり、知らない人が入ってきても周りがちゃんと見ているということが目に見えない形で防災にもつながっています。今回の委員会の中でも、そういうことを示すことができればいいかなと思っております。

それから、親世代ということで、意外に思われるかもしれませんが、私はチアダンス部の顧問をやっておりまして、学生とともに地域貢献や社会貢献の活動をしております。その中で、地域で踊りながら楽しく交流を持ちましょうということでキッズチアダンス教室をボランティアでやっていますが、親世代の方が物すごく熱心で、毎回、発表会のときにはカメラを抱えてやってきます。そういったことから、若い世代の方も活動内容やきっかけによっては食いついてくると思いますので、条例とは少し離れるかもしれませんが、あわせて検討できればいいかなと思っております。

そのほか、何かございますか。

○福士副委員長 過去をずっと振り返ってみますと、地域の活動に関して、札幌市は今まで非常にかゆいところまで手が届くようにやってくれました。ですから、先ほど町田委員が言ったように、自治活動というのは役所が全部やるものだろうという考えでした。ところが、時代の流れとともに、行政としても限界が来て、行政と地域が一体ということが叫ばれ、町内会活動を含めて、今日の広がりにつながっているのではないかと思います。そういうことを考えたら、自分たちの地域のことは自分たちがよく知っていますから、自分たちのまちは自分たちで決めて実行していくというのが基本的な流れの一つだろうと思います。

そういう中で、我々が住んでいる南区は、各地域が自発的、積極的に挑戦していまして、 平成20年以降の自主運営関係に関してもかなりの数の地区がやっています。私が10年 近くやってみて思うことは、地域の顔が非常によく見えます。そして、参加者等に関して も余り苦労が要らなくなりました。また、人材の発掘でも方法はいろいろありまして、例 えば一本釣りをしてしまうとか、女性部など各組織と連携を密にすることによって日常の 事業関係も非常にスムーズに行きます。とにかく、私は、一年中、地域で何かかにかをや っているような地域にしたいなと思っていましたが、現在、それが全部できております。 例えば、先ほどラジオ体操の話がありましたが、うちでは、365日、やっております。 私がこれを言うと、はんかくさい、病気じゃないのかと言われたりします。でも、常に五、 六十人の方々が、もう吹雪のときでも雨のときでもやっています。これは、見ていますと、 一つの安否確認なんですね。そして、いなくなると、あの人はどうしたのかなと、これが 一つの相乗効果になって大変いいつながりになっています。

それから、我々の地域は高齢者がふえてきてだんだん若い人がいなくなってきておりますが、その辺で、人づくりということで最近は大学との連携がかなり深くなりました。我々の地域には東海大学と市立大学がありますから、やはり若い感覚での協力体制が非常にスムーズにいっています。そして、何年か前には大学生は大学生の発想で喫茶店を始めるとか、また次のものをやるとか、地域が一体となるとさらに元気さが出てくると感じております。

長い間、ずっとやってみて私が思うのは、究極はやはり福祉と防災で、この部分は地域の大きなテーマです。中でも、福祉に関してはもう待ったなしで対応しなければなりませんが、札幌市は、平成7年に福祉のまち推進センターという非常にいい制度をつくってくれたと思っております。これは、社協と札幌市が合体した中での福まちということですが、もしこれができていなかったらと思うと、これからの高齢社会に向かって、本当にぞっとします。もう二十何年たっていますが、こういう発想で行政と地域の連携が一体になることによって、きちっとした結果につながっているというふうに感じております。

地域でまちづくりを盛んにやってきている中で、私は、哲学的な発想を持ってずっと一 貫してやってきています。それは、人がまちをつくって、まちが人を育てるということで す。やはり、究極はそこにつながるのですね。自然とそこに人が集まって、さまざまな発想のいろいろな活動がそこにつながっていくということなのです。

人が集まると、やはりいろいろなアイデアが出てきます。福祉の部分で高齢者のコミニティサロンなどをやってみてわかるのですが、簡単な部分では、我々はとにかく物でつるという手法も一つあります。日本人というのは、小さなものでも何かもらえれば非常に食いつくのですね。これは、イベントのスタンプラリーのようなもので、地域の行事で三つぐらいのスタンプをもらうときちっとした景品が当たるようにする、これをやることによってイベントをやったら人が来るわ、来るわで、もう来なくてもいいぐらいです。こういうことは、その地域ごとにさまざまな事情があるだろうから、それらをうまく利用しながらやっていくと、そういった形でつながっていくのかなという感じがします。

やはり、町内会というのは、究極で言えば運命共同体ということだと思うので、その部分のくくりをきっちり確認すれば、皆さんが一堂に会せる仕組みになります。ですから、どういうふうにしてそこまで持っていくか、条例を含めた中でそのことを明確に提案できるかということだと思うので、これはちょっと頭を使わなければならぬかなと考えております。

そして、やっぱり、何かをやって5年、10年たつと必ず問題点が出てきますので、その総括を含めて、見直しをして、さらにまた次の段階に継続していく、これを繰り返しながらやっていくことによって、より内容が伴ったいい町内の自治活動が運営されていくかなという感じがしています。

参考になるかどうかわかりませんが、そういったことをこの条例の中に何とか盛り込む ことを考えたいなと思います。

○鈴木委員長 ご経験に基づくさまざまなお話をいただき、どうもありがとうございました。

キーワードとしてたくさんありましたし、本日いろいろなリーフレットをいただいています。私も町内会活動とかコミュニティにかかわるようになりまして、意外だと言うとちょっと失礼ですが、札幌市にも応援する制度とか補助事業等が非常にいろいろございます。しかし、その辺を余りわかっていない方も地域には結構いらっしゃいます。ですから、PRということもありますが、やはり、使いやすくわかりやすいようにして、ちゃんと見える化していくことも重要なのかなと思いました。

それから、大学との連携のお話が出ておりました。本学もいろいろやっておりますが、 大学だけではなく、幼稚園、小・中・高、あるいは、さまざまなNPOとか企業もござい ます。企業では、最近はCSRと言われています。私も以前にかかわったことがあります が、さまざまな形で社会貢献、地域貢献をされているところも結構ありますので、そうい ったところとうまく連携しながらということも一つ重要な視点になるのかなというふうに 思っております。

また、やはり、福祉と防災というのは言わずもがなの課題であります。ただ、福祉と言

っても若い人たちにとってはまだまだ先の話という意識もありますし、防災も差し迫って 見えるものでもありませんので、その辺も非常に難しいところがありますが、その意義は きちっと伝えていきたいなというふうに思っています。

また、福祉のまち推進センターの話も出ておりました。そして、札幌市では連絡所がまちづくりセンターにかわりまして、私もまちづくりセンターにはかなりお世話になっておりますが、いろいろな地域での活動がありますので、その辺も少し念頭に置きながら進めていければいいかなと思います。

それから、スタンプラリーの話もございましたが、やはり効果的な形が必要だと思います。これは、この委員会に求められていることではないかもしれませんが、先ほど補助事業とか応援するようないろいろな事業のお話がありましたので、スタンプラリーに限らず、町内会の活動でさらにかゆいところに手が届くように補助するとか、支援するとか、条例に伴ってそういった事業もあわせて提案できれば、ちょっと深いところでの報告書ができるのかなと思います。

それから、これも重要だなと思ったのは、委員会では少し見落としがちになりますが、 やはり、総括と見直しはきちんとしていかなければいけないと思います。この委員会を開 いている時点では、5年後、10年後というのはなかなか見通せないと思いますが、やは り総括、見直しをして、よく言われるようにPDCAでスパイラルアップを図っていくこ とが重要かなと思いますので、その辺も報告書の中で少し提案できればいいかなと思いま した。

そこで、皆様から、ご自身の経験に基づいて、非常に多くの視点から重くすばらしいご 意見をいただきました。新条例が目指すべき方向性とか入れるべき内容については、ただ いままでの話も含めて、お互いにお話を聞いてまたいろいろ考えたこともあるかと思いま すので、その辺の視点も念頭に入れてさらにお話しいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

〇町田委員 私は、以前、地域コミュニティ検討委員会のほうでいろいろお世話になりましたが、そういう過程を経まして、各町内会、連町の活動というのはそれぞれなのだなと思ったのですよ。例えば、単町の会長が集まる会議というのは、私ども山鼻の連合町内会の場合、1月は休みですが、それ以外は月に1回開催しております。しかし、ほかの連町のお話を伺いますと、そうした会議は2カ月に1回とか、半年に1回とか、そんな話も伺ってございますし、各連合町内会の活動、単町の活動もみんなそれぞれです。ただ、そういうことは単町の会長の立場だったら見えないのですよ。森があって、森の中の一本の木は森全体がわからない。ほかはどんな活動やっているのかということが非常にわかりにくくて、町内会全体として考えればそういうことなのかなというふうに思うのです。

それから、ここにもちょっとうたっておりまして、ここを見ますと、それこそ町内会運営の透明性の確保、あるいは、加入促進の取り組み、活動の充実と公開性の確保といったことも盛り込んでいるようでございます。たしか、町内会の会計で不祥事が起きたことも

ありますが、今回、条例をつくるに当たっては、運営の透明性の確保とか、今、各町内会ではどんな活動やっているのかという面から活動の充実と公開性の確保ということも、やはり条例の中に取り込むことが必要かなと思います。

そして、これから皆さんとの話し合いになりますが、町内会は地域社会において実際に 重要な役割を担う団体です、こんな形の条例が組み込まれましたら、これだけでも我々の ような町内会役員にとっては追い風になるし、大変力強く後ろから押していただけること になるのかなと思っています。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

公開性、透明性も重要な視点で、ぜひ入れるべきではないかということでした。 そのほか、何かございませんか。

○齋藤委員 今、町田委員がおっしゃった公開性の確保というのは、町内会側としては大変なことかもしれませんが、私もすごく必要だと思っています。

実は、資料4の3ページの町内会加入条件のところで、30.9%が活動内容や会費の使い道がわかればということが一番に挙げられています。私が経験している中でも、山の手地区の連合町内会でも単町でも、年に1度、必ず総会を開きますね。総会の中では、1年間行ってきた活動が本当に丁寧に報告されますし、会計状況も明確に示されます。でも、こういうふうにおっしゃる方は、そもそもこうした場に来ないのです。ただ、だったら来ればいいじゃないかというのも乱暴な話なので、来た人にだけ渡る資料とするのではなくて、うちの町内会はどうなっているのかなと思ったときに、いつでも見られるようにしてはどうかと思います。公開する仕方はいろいろあると思いますけれども、でも、必要だと思ったら見に行けるように、例えばまちセンに足を運べば見られるとか、どこの町内会もみんなそうなっているかどうかわかりませんが、本当にいつでもしっかり出せますという状況のところもあると思いますので、やはり、活動の内容や会費の使い道についてはあったほうがいいなと思いますし、単身の方、あるいは、特にお金を払うことの意義について考えている方には有効なのではないかというふうに思っています。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

総会にしてもそうですが、確かに、私もよくここまで献身的にやられているなという思いもあります。総会に参加している人はもちろん、多分、全部の方に総会資料を配付しているところも結構あると思いますが、やはり、見たいときにしっかりした形で見られることは重要かなと思いました。

○福士副委員長 きょう、全部出すというわけにはいかないと思いますが、方向性と入れるべき内容という二つのくくりでいきますと、先ほどから出ているように、基本的に、どういうふうにしたら町内会に入ってもらえるか、食いつく状況ができるか、今後こういうことを検討し続ければ必ずいいヒントが出てきて見えてくると思います。

それから、入れるべき内容ですが、先ほどから言っているとおり、いわゆるトータルで 考えた町内会活動の根幹は何かというと、やはり財政と人事、お金と役員なので、この部 分をどういうふうにスムーズに選任できるかということなのです。ですから、ここは、ど ういう文面でもいいから、やはり条例化しておいたほうがいいと思います。

先ほど町田委員から出たように、不祥事があるというのは、どうしても1人の人間に偏ってそれを管理させることから始まって、これは大きな弊害の一つになりますが、通帳と印鑑を別々にするとかいろいろな方法をとれます。しかし、やはり、透明性がなければ組織というのは必ずどこかでほころびます。それから、人の部分に関しても、どのようにしてなり手を見つけるか、これは次に回していかれるかということとつながりますので、財政と人事という部分は何とかこの条例の中に入れるような方向を検討していただければいいのかなと思います。

○鈴木委員長 条例を見据えて、大きいところでの非常に重要なキーワードのご提案でした。ありがとうございました。

そのほか、何かございますしょうか。

先ほどの町田委員のお話を聞いて私がちょっと感じましたのは、今回、町内会長へのアンケート調査がありまして、次回にはその結果について情報提供いただけるかと思いますが、連町に関しては、業務内容などの性格が単町とは異なりますね。連町も重要な位置づけになっていますので、アンケートまでいかなくても、業務の多少の違いなどは改めて少し認識しておかないと、条例を検討するに当たって少し不足する部分が出てくるのかなと思います。委員の皆様方はよくご存じかもしれませんが、その辺の情報提供もぜひお願いしたいなと思いました。

また、今回も市民のワークショップを設けておりまして、またご意見を伺えると思いま すので、この辺にも期待したいと思います。

もう一つ、私が感じたことですけれども、私は以前に地域カルテマップにかかわらせていただきましたし、未来塾などもそうかと思いますが、情報として提供いただきたいと思っていることがございます。

実は、地域コミュニティ検討委員会のときに、桑園の会長でしたか、非常に人がふえて、学校も足りず、活動の場もなくて困っているというお話をされていたことがございます。本学も、場所柄、もみじ台とか青葉にいろいろかかわっていますが、もみじ台はまさしく超高齢化の地区でして、何年前でしたか、もみじ台に四つあった小学校が二つに統合されて、今度は青葉も検討されているという話も漏れ聞いております。これは、小学校の統合云々の話ではなくて、先ほどの資料にもございましたように、多分、社会状況にもよりますが、ことしか来年ぐらいをピークに、札幌市も人口減少傾向に突入するような気がいたします。ただ、少子高齢化と大きく言っても、規制とかがあって地域によってやはり事情はかなり違います。そこで、例えば人口がふえている地区はどのぐらいあるのかとか、カルテマップでもよろしいかと思いますので、その辺の情報もまたお知らせいただきたいと思います。

○事務局(福澤市民自治推進課長) まちづくり戦略ビジョンをつくる際ですが、先ほど

もお話しした将来推計をしていくときにベースとして各まちセン単位の集計をしています ので、そういう情報は次回にご提供したいと思います。

〇鈴木委員長 札幌市も広うございますから、地域事情もございますので、その辺も見据 えて少し検討できればいいかなと思います。

○福士副委員長 ちょっと確認したいのですが、どうなるかわかりませんけれども、この 条例に伴って、例えば財政等の必要性が出たとき、市長としては考えているのですか。

というのは、できるだけ金がかからないような方法で皆さんが率先してやってくれるのが理想ですが、時代はそういうふうに甘くはなくて、ボランティアの方々も含めて、だんだん高齢になってしまい、行動が非常に厳しくなっているところがもう既に出ているのですね。その辺はそれなりの工夫をしながら対応するのですが、最低限、どうしても必要な部分の財政ということが出てきたときに、どういうふうに考えるのか。この条例の中にそういうものを入れるのかどうかは知らぬけれども、含みを持たせることはできるのかということです。

それから、本庁自体は、自治推進室を含めて、非常にさまざまな先駆的なテーマを持って進めているのは私も十分わかっております。ただ、その辺は、町内会の条例等を含めた中で、さらによりわかりやすく、理解度を深めるような方法もこの中に何とか組み入れていただければと思います。行政は非常に優秀ですから、すばらしいことをやっているけれども、わかっている人とわかっていない人が区分けされるということは非常に残念なことなので、この2点について、現状で答えられる範囲でお願いいたします。

○事務局(吉田市民自治推進室長) 財政的な部分についてのお話ですが、先ほど見ていただいた他都市の類似条例を見ても、市側として町内会活動を支援していく場合の財政的な措置を講ずる根拠規定みたいなものを設けている都市がたしか幾つかあったかなと思います。札幌市としても、現時点でもさまざまな形で支援しているものもあります。福士副委員長がおっしゃられるのは、現状からさらにまた財政出動が必要な部分についてどういうふうに考えていくのかというお話かと思いますが、例えば、その条文の中に、財政上の措置を講ずるよう努める、あるいは、必要な財政上の措置を講じるように努めなければならないとか、そういうような条文を入れていくというご議論はあるのかなと思います。

ただ、それをもって、では、具体的に何年度からこれこれとなってきますと、そこはまた別の議論で、いろいろ市内部の財政状況もございますので、長期的に考えていかなければいけない事柄が幾つか出てくるのではないかと思っております。ですから、条例の中に入れるものとしては、あくまで市側の果たすべき役割ということで恐らくいろいろな支援の中の主立ったものが入ってくるかなと思いますので、その中で財政上の措置みたいなことも入ってくるのだろうと思っております。しかし、それと現実的な施策がどうかというのは少し切り分けて考えていく必要もあるのかなと思います。

いずれにしても、条例の条文だけで全部の課題解決につながるというのは難しい部分も あるかと思いますので、理念的な条例が一つできて、そして、具体的な施策とタイアップ していくのは条例ができた後も引き続き必要なのだろうなと思います。

○福士副委員長 この条例の中心的な部分と現場的な提案ということを言いましたね。だから、私を、中心が自治基本条例なら自治基本条例でいいと思います。そして、この町内会条例というのは本当に現場だよと。市民の方々がその内容をよく見えてくるようになると、現場は町内会条例の位置づけなのだという理解度がより高まると思うのです。いろいろな条例ができてくるのは結構なことですが、単なる抽象的な部分でわかりづらいものではなくて、今回のこれはこうだよというものが明確に見えるような条例を何とかつくれないかなと思っていまして、これは希望です。

○鈴木委員長 その辺も含めて、ぜひ委員会で議論して進めていきたいと思います。

ただいままで、キーワードとしては、福祉とか防災が出ました。私も福祉のまちづくり 学会というところで活動しておりますが、福祉というのは、社会福祉ということもありま すけれども、本来はもっと非常に広い意味ですので、そういったことも含めてキーワード に反映できればいいかなと個人的には思っております。

それから、前回のアンケート結果にもありますが、やはり担い手ですね。担い手不足とか、NPOとかさまざまな組織、団体がありますので、それらと町内会のいろいろな形での連携とか、さまざまな意味での担い手に関する課題があると思います。それから、高齢者ということもありますが、あわせて子どもというのもキーワードになってくるのかなと思います。また、先ほど出ておりましたが、やはり公開と透明性が一つのキーワードになっていくのかなと思っています。

私の聞き逃しとか解釈の間違いもあるかと思いますが、ただいま言ったキーワードを踏まえて、もうちょっとこういうものがあったほうがいいのではないか、不足しているのではないかということがありましたらお出しいただきたいと思います。

○町田委員 先ほどちょっと話しましたが、連町の活動、単町の活動について、一つはバックボーンが見えてこないところがあります。会計報告にしてもみんなそれぞれで、これは任意団体ですから当たり前だと思いますけれども、私は、これだけは必要だというバックボーンを明らかにすべきで、それはやはり行政主導でやるべきだというふうに思います。

私の認識不足だと申しわけありませんが、連合町内会の活動も、全部、自主的な運営になっているのかもしれませんけれども、そこに、二つとか三つとか、最小限度でいいですから、これだけはぜひ守るというものが必要かなと思うのです。

そういうことができるのかどうか、いかがですか。

- ○福士副委員長 これは可能でしょう。あとは、各連合会の判断ですから、くくりをどん どんつくっておいて、それをどういうふうに選択するかは各連合会の判断でやればいい話 です。今後はそういうものも検討して、その条文はみんなで整理すればいい話ですから、 これは可能だと思います。
- ○鈴木委員長 そのほか、何かございますでしょうか。
- ○五十嵐委員 先ほど会計の不透明さということがありましたが、私たちの連町も単町も

そうですけれども、毎月、収支を出していただいて検討していまして、どこかの部が赤字になってきたらどうしようとか、そういうふうにしております。町内会も今まで不正とかがいろいろありまして、今は、会長が印鑑を持ち、会計が通帳を持ち、毎月、出たもの、入って者の報告をいただいていますので、そういう点では今は町内会も連町も安心かなと思っております。

- ○鈴木委員長 一番最初に言われた地域ポイントですか、あれは楽しみですね。
- ○五十嵐委員 でも、一回でだめになったのですね。やり方にもうちょっと工夫があった ほうがよかったかなという思いもありました。

しかし、評判は結構よくて、それを見て後から来た方がたくさんいらっしゃいましたから、あれはあれでよかったのかなと思っています。

- ○鈴木委員長 多分、昔の地域通貨とかエコマネーの発展形のような気もします。 それから、札幌市でやっていた「まちのわ」ですか、あの情報提供もお願いします。
- ○事務局(福澤市民自治推進課長) 五十嵐委員のところで試行的にやらせていただいた ものが、「まちのわ」ポイントというものです。うちの部局ではないのですが、次回にそ の取り組みをご紹介させていただければと思います。
- ○鈴木委員長 そのほか、何かございますか。
- ○齋藤委員 各単町会長へのアンケートのほかに、連町の方にもアンケートをするのでしたか。
- ○事務局(福澤市民自治推進課長) アンケート自体は単位町内会長様宛てで行っています。連町会長になられている方も大体は単町の会長をやられておりますので、そういう意味では町内会の状況はお聞きできると思います。

ただ、先ほど連町の状況のお話もありましたから、そこに関しては、さらにアンケートするというより、まちづくりセンターでいろいろな状況をわかっていたりしますので、その辺はちょっと検討してみようかなというふうに思っていたところです。

- ○齋藤委員 お店などをされている方は、地元の町内会の活動にどのくらい、あるいは、 どのようにかかわっているのか、そういうところまでわかるようにお願いできますか。
- ○事務局(福澤市民自治推進課長) 今回の単位町内会長様に宛てたアンケートは、条例 の検討の部分にフォーカスを当てたものです。実は、そのちょっと前の年度に町内会長様 宛てのアンケートで細かいことをいろいろお聞きしておりましたので、さらなる負担はなるべくおかけしないようにと絞ったところがありまして、今お話しいただいたところまで はいけていないかなと思います。
- ○齋藤委員 わかりました。もし知ることができたらなと思っただけです。
- ○鈴木委員長 市民自治のほうで先進事例みたいなものがいろいろありましたね。わかる 範囲で結構ですので、それもお願いします。
- ○齋藤委員 山の手地区で、去年かおととしあたりから、年に4回ぐらい、地域交流会というのが会館の前で開催されておりまして、参加するお店がちょっとずつふえています。

飲んだり食べたりするイベントですが、地元の飲食店がかかわることで、参加する方も随 分ふえてイベントの充実感が増していたので、ほかの地区では連町の方が声かけしている のか、どのようにして巻き込むようにしているのかなと。また、飲食店だけではなくて、 一見、地域とはかかわり合いがなさそうな会社でも、社長の思いで地域活動に参加されて いるところもあるので、そういう事例を知ることができたらどうかなと思いました。

- ○鈴木委員長 飲食というのは結構大きいですね。子ども食堂みたいなものもありますので、知り得る範囲で結構だと思います。
- ○事務局(福澤市民自治推進課長) 私たちのところで「まちづくりのレシピ」という冊子を発行していますが、実は、あのときに全地域に照会させていただいております。「まちづくりレシピ」に載せているのはその中の一部ですが、全体のデータもありますので、そこからご紹介できるものを少し探りたいと思います。
- ○鈴木委員長 非常に活発なご議論をありがとうございました。

最後に、これだけは言っておきたいという方がいらっしゃればお受けしたいと思います。 あるいは、次回でも結構ですし、後ほど事務局にお伝えいただいても構いませんので、ぜ ひよろしくお願いします。

本当に時間も足りなくなるぐらい活発なご議論をありがとうございました。非常に幅広い視点からたくさんの意見をいただきました。まとめるのは非常に難しいと思いますが、次回に会議に向けて事務局でおまとめいただき、資料としてお示しいただけると思いますので、よろしくお願いします。

それでは、私に与えられた役目はこれで終わりだと思いますので、これをもちまして第 1回目の議事を終了いたしたいと思います。

事務局にマイクをお返しいたします。

○事務局(高橋地域支援担当係長) それでは、連絡事項が数点ありますので、伝えさせていただきます。

その前に、今話し合われたことですが、次回の検討委員会に追加で用意する資料について、もう一度、確認いたします。

まず、法人化されている町内会数、ポイント制度について「まちのわ」の資料、それから、どんな形になるかわかりませんが、連町と単町の位置づけがわかるような資料、また、地域の人口分布がわかるような資料、そして、地域と飲食店など、「まちづくりのレシピ」の制作に絡んでの資料、これら5点の資料をご用意したいと思います。さらに、今回のまとめについても次回にお示ししたいと思います。

次に、連絡事項に入ります。

1点目は、資料としてお配りしておりました市民ワークショップです。先ほども出てきましたが、こちらは、1月27日午後1時から午後4時まで、札幌市民ホール2階の第1号会議室で行われる予定になっております。こちらは、無作為抽出による市民2,000人に資料をお送りして、要望があった方のうち33名に参加していただくものです。テー

マは、「これからの町内会をみんなで考える」となっております。恐らく、条例についてもいろいろ聞きたいと思いますが、条例について考えましょうとなると、いろいろな方がいらっしゃってなかなかハードルが高くなるところもあるので、町内会について皆さんで考えましょうというようなワークショップを考えております。もしよろしければ皆様にもぜひこちらにご参加いただきたいと思いますので、ご参加いただける方は帰りに事務局にお声がけいただければと思います。

それから、日程調整についてです。簡単な表をお配りしておりますが、第2回、第3回、第4回を大体このぐらいに実施したいという時期を示しておりますので、出欠のご都合を伺って調整させていただければと思っております。これは、本日お出しいただくか、後日に送っていただいても結構です。

最後に、委員会として、ワークショップでこういうことを聞いてみたいということが何かあれば、当日でも構いませんが、事前に教えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○事務局(福澤市民自治推進課長) ワークショップへの参加につきましては、皆様はご 多忙のところと存じますけれども、よろしくお願いいたします。

また、次回の会議に際して、先ほどの資料のほかに事務局で調べておいたほうがいいも のがありましたら、随時、ご連絡いただきたいと思います。

4. 閉 会

○事務局(福澤市民自治推進課長) 本日は、長時間にわたり活発なご議論をいただき、 まことにありがとうございました。

以上をもって、町内会に関する条例検討委員会第1回会議を終了いたします。

以 上